漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第4条第1項第19号に規定するかご漁業(その他のかご漁業)につき、熊本県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和7年(2025年)8月6日

能本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	有共第 9 号共 同漁業権漁場 内	3月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	 熊本市西区河内町に住所を 有する者 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和7年(2025年)8月7日から令和7年(2025年)8月15日まで

3 備考

- (1)この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年(2025年)11月30日 までとする。
- (2)この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。
- (3)この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。